



コロナに関するFAQ、知っておくべき事項

Q：従業員がコロナに感染し、労働を提供できなくなった場合、賃金はどのような形で支払うべきでしょうか？

A：人社部が公布した「新型コロナウイルス感染の肺炎疫病の発生状況予防・抑制期間における労働関係の問題を適切に処理することに関する通知」によると、感染した従業員、濃厚接触者（密接者）及び擬似患者の隔離治療期間又は医学観察期間は、正常な労働を提供したと見なして賃金を支払わなければならない。また全国总工会などが公布した「新型コロナウイルスによる肺炎疫病の発生状況防止・抑制期間における企業の安全で秩序ある操業・生産再開と労働関係の調整業務の支持に関する通知」によると、感染した従業員の隔離治療期間において、雇用者は正常な労働を提供したと見なして賃金を支払わなければならない。隔離治療期間終了後も引き続き治療する場合、病欠処理に基づき病欠賃金を支給すべきである。

Q：従業員の抗体検査が陽性となった場合、更なるPCR検査も必要でしょうか？

A：「新型コロナウイルスによる肺炎予防抑制方案（第9版）」の規定によると、国は原則としてPCR検査結果のみを陽性認定の条件とする。従業員が陽性の根拠として抗体検査結果を提示した場合、会社は更にPCR検査の結果の提供を要求することができる。

Q：従業員の同居者が感染したが、本人が感染していない場合、従業員本人の隔離は必要でしょうか？

A：2022年12月7日に発表された「新型コロナウイルスによる肺炎疫病の発生状況の予防・抑制措置の更なる最適化・実行に関する通知」によると、陽性患者と濃厚接触者（密接者）は依然として在宅隔離が必要とされている。また「新型コロナウイルスによる肺炎の疫病の発生状況防止・抑制措置を更に最適化して科学的かつ正確に防止・抑制業務を行うことに関する通知」によると、「密接者の密接」についてはもはや判定されないため、この類の人員は隔離対象外となる。

Q：会社は在宅隔離の従業員に対し何らかの要求を提出することができますか？

A：会社は従業員に対して、適時に会社に報告して関連する証明書を送信することを要求することができる。同時に、会社は従業員の虚偽報告の責任を明確にし、不正行為の事実が判明されれば重大な規則違反として処理することもできる。

Q：隔離解除の条件は何でしょうか？



A：陽性患者に対して、隔離から6、7日目に連続2回のPCR検査のCt値 ≥ 35 であれば隔離を解除する。密接者については、その隔離観察からの5日目にPCR検査が陰性であれば隔離を解除する。

Q：会社に陽性の従業員が出た後、他の従業員にPCR検査の結果を提供するよう求めることはできますか？

A：法律は会社が必要に応じて従業員に核酸検査結果の提供を求めることを禁止していない。一方、会社にはコロナ予防・抑制義務を履行する責任もある。そのため、陽性の従業員が出た場合、会社は必要に応じて従業員にPCR検査結果の提供を求めることができる。もし従業員が協力を拒否した場合、会社は社内規則に従って処理することができる。